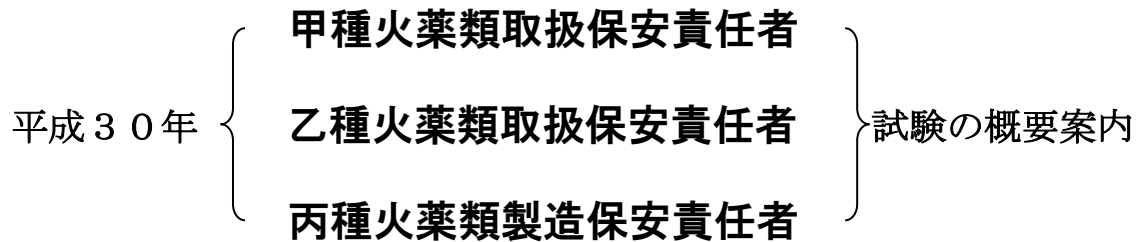


今年の受験を考えている方へ



(一社) 東京都火薬類保安協会
〒104-0028 中央区八重洲 2-6-5
八重洲五の五ビル2階B
TEL : 03-3279-2529 FAX : 03-3246-1723

東京都で、首記何れかの試験を受けようとする人は、以下の要領で手続きと準備を進めて下さい。

- ★複数の種目を同時に受験することは出来ません。同時に平行して実施されます。
- ★他道府県で受験しようとする人は、当該道府県火薬類保安協会より書類を受け取る事。

記

1. 試験日 : 平成30年9月2日(日) 13時開始(全国一斉)
甲・乙種 : 13時~15時(一般火薬学免除者は14時まで)
丙種製造 : 13時~15時30分
2. 願書受付期間 : 平成30年6月19日(火)~6月28日(木)の10日間
★公的試験なので、期限は厳守されます。
★締切日6月28日(木)の消印のあるものまで有効
3. 受験資格 : 学歴、経験の有無を問いません
4. 東京都の試験会場 : 読売理工医療福祉専門学校(JR田町駅、地下鉄三田駅下車)
5. 願書 : 協会では郵送も行っています。

(願書配付は5月下旬から行う決まりで現在予約を受付しています。)

(願書郵送代・・・1部 : 140円、2部 : 250円、3~5部 : 380円、6~8部 : 700円、9部以上 : 佐川便で着払い)

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ① (一社)東京都火薬類保安協会 | TEL : 03-3279-2529 |
| ② (公社)全国火薬類保安協会 | TEL : 03-3553-8762 |
| ③ 都庁環境改善部環境保安課防災調整係 | TEL : 03-5388-3541 |
| ④ 多摩環境事務所管理課火薬電気係(立川市合同庁舎内) | TEL : 042-523-3515 |
| ⑤ 大島支庁産業課 | TEL : 04992-2-4431 |
| ⑥ 八丈支庁産業課 | TEL : 04996-2-1113 |
| ⑦ 三宅支庁産業課 | TEL : 04994-2-1312 |
| ⑧ 小笠原支庁産業課 | TEL : 04998-2-2122 |

注1 : 願書一式書類は島嶼各支庁で配付しますが、試験は上記試験会場のみで行います。

注2 : 願書一式書類の郵送を希望する人は、協会へ氏名・送付先・願書部数を明記したものと願書郵送代の切手を届けて下さい。(返信用封筒はいりません。)

注3 : 上記②~⑧の所でも配付しますが、締切真近かになると在庫切れの場合がありますので、確認してから取りに行く様にして下さい。

6. 受 験 料 : 17,000円 (専用振替用紙)

7. 願 書 の 提 出 : **全火協ではなく東京都火薬類保安協会へ提出すること。郵送提出は「簡易書留」にして下さい。**

願書添付書類

- ① 願書用紙 [裏面に、郵便振替で納入した「受験料 17,000 円」の証票を貼付]
- ② 住民票 (本人: 3か月以内) ③ 受験票及び受験票控 (62円切手と写真を貼ること)
- ③ 科目免除 (火薬学と爆破に関する単位を取得した人) の申請が出来る人は**卒業証明書、火薬学関係講義の単位取得証明書**を一緒に提出すること。

※例年、住民票抄本、免除申請の証明書が整わず受験出来ない人、あるいは期限直前に慌てる人が散見されますので、**早めに手配・入手する様**にして下さい。

8. **受験準備講習会** : 任意の希望者を対象に、当協会では2科目、4日間の準備講習会を行います。

- ① 甲・乙取扱を受験とする人の為の**受験準備講習会** (火薬教育講習会と呼称)

法令と火薬学の2科目それぞれについて学科概説と出題解説各1日で、延4日間行います。

日	時	7月27日(金)	法 令 概 説
		28日(土)	火薬学 概 説
		29日(日)	法 令 過去問題の解説
		30日(月)	火薬学 過去問題の解説

場 所 : 中央区の区民館

当協会は、最も能率的な受験準備方法として、この講習会受講をお薦めします。

- ② 丙種製造 (煙火) を受験する人

過去問題集と以前実施していた講習会の資料をセットにしたものを教材として販売しています。

9. 図 書 の 販 売 : ①法令集 ②火薬学 ③法令の要点 ④法令の解説 ⑤煙火の製造と保安

10. 合 格 の 発 表 : **10月19日(金)**

当協会掲示板に番号と氏名で公示する他、本人宛封書で合否を通知します。

また、(公社)全国火薬類保安協会ホームページでも見られます。

11. 合 格 し た ら : この3種の資格は知事試験であり、東京都での受験者には東京都知事名による免状が交付されます。合格者のみ合格通知封書に免状交付の申請手続きの案内を同封します。

12. 免状を得て火薬類の保安責任者の業務に就くには :

資格免状を取得したのみでは、現在「火薬類に関する保安責任者等の業務」につくことは出来ません。それには、「**火薬類保安手帳**」を保有し、法規の定めるところにより、保安教育講習を定期的に受け、その記録を記載した保安手帳とともに、保安責任者等に**選任の対官庁手続き**が必要です。この手帳制度については、最寄りの火薬類保安協会にお尋ねください。